

鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、他に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 <u>次に掲げる事項は、事務局長が専決する。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>職員に対する休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第14条第1項に規定する年次有給休暇、同条例第17条第1項に規定する無給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）の承認に関すること。</u></p> <p>（5） <u>職員の職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号から第11号までに該当する場合を除く。）の承認に関すること。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、他に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県監査委員事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる事項は、事務局長が専決する。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>職員の職務に専念する義務の免除（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年8月鳥取県条例第25号）第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和31年12月鳥取県人事委員会規則第20号）第3条第10号（6日以内の欠勤を除く。）、第19号、第20号及び第21号の事由に該当する場合を除く。）に関すること。</u></p>

(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略

(5) 略
(6) 略
(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略

附 則

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。